

○水戸市水道事業給水条例

昭和36年 5月 1日

水戸市条例第16号

改正 昭和37年 4月 1日条例第21号
昭和39年 4月 1日条例第23号
昭和40年 3月 1日条例第 3号
昭和41年 3月26日条例第12号
昭和45年 2月20日条例第 1号
昭和48年12月25日条例第53号
昭和49年 3月30日条例第29号
昭和49年12月25日条例第51号
昭和52年 3月31日条例第35号
昭和56年 3月27日条例第22号
昭和60年12月27日条例第30号
平成元年 3月28日条例第19号
平成 2年 6月29日条例第15号
平成 3年 3月26日条例第18号
平成 3年12月25日条例第65号
平成 4年 9月22日条例第28号
平成 6年 3月 3日条例第 1号
平成 9年 3月24日条例第19号
平成 9年12月25日条例第36号
平成12年 3月29日条例第42号
平成12年12月22日条例第67号
平成14年12月25日条例第49号
平成16年 3月30日条例第22号
平成16年 9月27日条例第43号
平成16年12月22日条例第111号
平成20年12月24日条例第47号
平成25年12月27日条例第45号
平成26年 3月26日条例第 3号
平成30年12月20日条例第49号
平成31年 3月26日条例第23号
令和元年12月23日条例第55号

注 平成6年3月から改正経過を注記した。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第10条の2）
- 第3章 給水（第11条—第20条）
- 第4章 料金，加入金及び手数料（第21条—第29条）
- 第5章 管理（第30条—第33条）
- 第5章の2 貯水槽水道（第33条の2・第33条の3）
- 第6章 雑則（第34条）
- 第7章 罰則（第35条・第36条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水戸市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担，その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第36号）第3条第2項第1号に定めるところによる。

（平30条例49・一部改正）

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業管理者（第16条第2項を除き，以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（平30条例49・一部改正）

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

（平25条例45・一部改正）

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設，改造，修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置

の新設等」という。)のための工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みは、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に代理させることができる。この場合において、指定給水装置工事事業者は、給水装置工事をしようとする者の委任の旨を証する書面を添えて申請するものとする。

(平9条例36・平12条例42・平12条例67・一部改正)

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(工事の施行等)

第7条 給水装置の新設等の設計及び工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が設計及び工事(修繕のための工事を除く。)を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 管理者は、第1項の規定により工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(平9条例36・平12条例42・平25条例45・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(平9条例36・追加)

(工事費の算出方法)

第8条 管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(平9条例36・一部改正)

(工事費の前納)

第9条 管理者に給水装置工事の申込みをする者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、修繕のための工事及び管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に精算する。

(平25条例45・一部改正)

第9条の2 指定給水装置工事事業者は、工事を施行する場合は、第8条第1項第4号に規定する道路復旧費を管理者に前納しなければならない。ただし、砂利道の復旧に要する費用は、この限りでない。

(平9条例36・一部改正)

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移設その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(工事の保証期間)

第10条の2 管理者が工事を施行した給水装置について、工事完成後1年以内にその給水装置が当該工事の^{かし}瑕疵に起因して破損したときは、管理者がこれを補修するものとし、その費用は、市が負担するものとする。

2 指定給水装置工事事業者は、その施行に係る給水装置工事について、前項に準じた保証をしなければならない。

(平12条例42・追加、平25条例45・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとする場合は、その日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため、損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(平30条例49・一部改正)

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に給水契約を申し込み、その承認を受けなければならない。

(平9条例36・平12条例42・一部改正)

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(総代理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の総代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(平25条例45・平30条例49・一部改正)

(量水器の設置等)

第15条 給水装置には、市の量水器を設置し、その位置は管理者が定める。ただし、管理者が必要があると認めるときは、給水装置の所有者に設置させることができる。

2 給水量は、量水器により計量する。

(量水器の貸与)

第16条 量水器は、水道の使用者又は総代人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、量水器を管理しなければならない。
- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、市の設置した量水器を亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(平25条例45・平30条例49・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(平25条例45・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市の職員の立会を受けなければならない。

(給水装置の管理)

第19条 水道使用者等は、水道水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。この場合における給水装置の管理については、第16条第2項の規定を準用する。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕費は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(平9条例36・平30条例49・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者又は総代人から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により総代人を選定したときは、当該総代人が一括して料金を納入しなければならない。ただし、管理者が一括して納入する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平12条例42・平25条例45・一部改正)

(料金)

第22条 料金は、別表に定める基本料金及び使用水量により算出した従量料金の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 基本水量のある基本料金は、使用水量が基本水量に達しなくてもこれを徴収する。

3 別表の区分によりがたいときの料金は、そのつど管理者が定める。

(平6条例1・平9条例19・平16条例22・平16条例111・平20条例47・一部改正)

(検針と料金の算定)

第23条 量水器の検針（以下「検針」という。）は、あらかじめ管理者が隔月に定めた日（以下「定例日」という。）に行い、その使用水量により定例日の属する月分及びその前月分として料金をまとめて算定する。この場合において、使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、別に定めた日に毎月検針を行い、

その使用水量によりその日の属する月分として料金を算定することができる。

3 管理者は、前2項に規定する検針についてやむを得ない理由があると認めるときは、定例日又は管理者が別に定めた日以外の日に検針することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) 量水器に異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(平25条例45・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第25条 検針日と検針日の間において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金の算定は、第22条第2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 基本料金のうち基本水量の定めがある場合で、使用期間が1カ月に満たないとき。
 - ア 使用日数が15日以内で、かつ、使用水量が1カ月の基本水量の2分の1の水量を超えないときは、1カ月の基本料金の2分の1の額とする。
 - イ 使用日数が15日以内で、かつ、使用水量が1カ月の基本水量の2分の1の水量を超えるときは、1カ月の基本料金の額とし、基本水量を超えるときは、基本料金と従量料金を合算した額とする。
 - ウ 使用日数が16日以上であるときは、1カ月の基本料金の額とし、使用水量が基本水量を超えるときは、基本料金と従量料金を合算した額とする。
- (2) 前号以外の場合で使用期間が1カ月に満たないとき。
 - ア 使用日数が15日以内であるときは、1カ月の基本料金の2分の1の額と従量料金を合算した額とする。
 - イ 使用日数が16日以上であるときは、1カ月の基本料金と従量料金を合算した額とする。

(平9条例19・平20条例47・一部改正)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第26条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道使用の申込の際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を中止したとき精算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、毎月徴収することができる。

(平20条例47・一部改正)

(加入金)

第27条の2 専用給水装置の新設又は改造（量水器の口径を増す場合に限る。）をする者から次の表に定める加入金の額を徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額とする。

量水器口径	加入金
13ミリメートル	41,800円
20ミリメートル	114,400円
25ミリメートル	187,000円
40ミリメートル	550,000円
50ミリメートル	858,000円
75ミリメートル	2,090,000円
100ミリメートル	3,520,000円

- 2 前項の加入金は、工事申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、工事申込み後徴収することができる。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事申込みをし、工事完成検査前に工事を取り消し、若しくは量水器の口径を減ずる設計変更が生じた場合又は管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(平9条例19・平12条例42・平16条例22・平25条例45・平31条例23・一部改正)

(手数料)

第28条 設計審査及び工事完成検査に係る手数料は、次の表に定めるところにより、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収し、又は還付することができる。

区分		1件につき	
設計審査手数料	新設, 改造	1,100円	
	撤去	650円	
工事完成検査手数料	新設	口径20ミリメートルまで	4,000円
		口径20ミリメートルを超え口径40ミリメートルまで	6,000円
		口径40ミリメートルを超えるもの	12,000円
	改造撤去	口径25ミリメートルまで	1,600円
		口径25ミリメートルを超えるもの	2,100円

- 2 法第16条の2第1項の指定及び法第25条の3の2第1項の更新の申請に対する審査に係る手数料は、1件につき10,000円とし、申請者から申請の際これを徴収する。

(平9条例36・平25条例45・令元条例55・一部改正)

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第29条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平9条例36・全改、平12条例67・平25条例45・令元条例57・一部改正)

(給水の停止)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第8条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金、第27条の2の加入金又は第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第23条の使用水量の計量又は第30条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道水を汚染するおそれのある器物又は施設と連結して使用したとき。

(平25条例45・平30条例49・一部改正)

(給水装置の切り離し)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(平25条例45・一部改正)

第5章の2 貯水槽水道

(平14条例49・追加)

(市の責務)

第33条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理について必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例49・追加)

(設置者の責務)

第33条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道（水戸市安全な飲料水の確保に関する条例（平成26年水戸市条例第3号）第2条第3号に規定する小簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、同条例第20条に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

3 前2項に規定する簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例49・追加, 平16条例43・平26条例3・一部改正)

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

第7章 罰則

(過料)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条第1項の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第15条第1項の量水器の設置、第23条の使用水量の計量、第30条の検査又は第32条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第22条の料金、第27条の2の加入金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(平9条例36・平12条例42・平12条例67・平25条例45・一部改正)

(料金等を免れた者に対する過料)

第36条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第22条の料金、第27条の2の加入金又は第28条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

(平12条例42・一部改正)

付 則

- 1 この条例は、昭和36年6月1日から施行する。
- 2 この条例の第22条に規定する料金は、昭和36年6月分の料金から実施する。
- 3 この条例の施行前に設置した私有の量水器は、引き続き使用できる。
- 4 この条例施行の際、改正前の規定によりなされた処分又は手続は、それぞれ改正後の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。
- 5 この条例の施行前に受付けた検査の手数料は、なお従前の例による。

(東茨城郡内原町編入に伴う経過措置)

- 6 東茨城郡内原町編入の日前に、旧内原町水道事業給水条例（昭和57年内原町条例第3号。以下「旧町条例」という。）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例111・全改)

- 7 東茨城郡内原町編入の日前に、旧町条例の規定により賦課された加入金は、この条例の相当規定により賦課されたものとみなす。

(平16条例111・全改)

- 8 東茨城郡内原町編入の日前にした旧町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平16条例111・全改)

付 則（昭和37年4月1日条例第21号）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則（昭和39年4月1日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条は、水道事業基本計画変更について、厚生大臣の認可のあった日から、第7条、第8条、第9条、第28条は、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行前に工事の申込を受付けたものについては、なお従前の例による。

付 則（昭和40年3月1日条例第3号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（昭和41年3月26日条例第12号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則（昭和45年 2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、昭和45年 4月 1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、昭和45年 4月分から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 水戸市簡易水道事業給水条例（昭和37年水戸市条例第42号）
 - (2) 水戸市国田、柳河地区簡易水道事業分担金条例（昭和37年水戸市条例第39号）
 - (3) 水戸市上大野地区簡易水道事業分担金条例（昭和38年水戸市条例第25号）
 - (4) 水戸市飯富地区簡易水道事業分担金条例（昭和40年水戸市条例第19号）
- 3 この条例の施行の際、現に改正前又は廃止前の条例の規定によりなされた処分又は手続は、この条例によりなされた処分又は手続とみなす。
- 4 この条例の施行前に申込みを受けた工事については、なお従前の例による。
- 5 水戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（昭和48年12月25日条例第53号）

- 1 この条例は、昭和49年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例施行前に給水装置の新設又は改造の申込みをした者が、この条例施行日以後において量水器の口径を増す場合には、その者から第27条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定に準じてその差額の加入金を徴収する。

付 則（昭和49年 3月30日条例第29号）

この条例は、昭和49年 4月 1日から施行する。ただし、第23条及び第27条の改正規定は、昭和49年 7月検針分から施行する。

付 則（昭和49年12月25日条例第51号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第22条の規定は、昭和50年 4月分として徴収する料金から適用する。

付 則（昭和52年 3月31日条例第35号）

- 1 この条例は、昭和52年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例施行前に申込みを受けたものについては、なお従前の例による。

付 則（昭和56年 3月27日条例第22号）

- 1 この条例は、昭和56年 6月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の水戸市水道事業給水条例第22条及び第25条の規定は、昭和56年 6月 1日以後の料金から適用し、同日前の料金については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する料金の算定は、日割計算とする。この場合における従量料金の算定の基礎となる従量水量は、各日均等に使用したものとみなす。

4 改正後の条例第28条の規定施行の日前に申込のあった工事に係る手数料及び登録手数料は、なお従前の例による。

付 則（昭和60年12月27日条例第30号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の水戸市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条の規定は、昭和61年4月1日以後の料金から適用し、同日前の料金については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する料金の算定は、日割計算とする。この場合における従量料金の算定の基礎となる従量水量は、各日均等に使用したものとみなす。
- 4 新条例第27条の2の規定施行の日前に申込みのあった新設、改造に係る加入金については、なお従前の例による。
- 5 新条例第28条の規定施行の日前に申込みのあった工事に係る手数料及び登録手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成元年3月28日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この条例による改正後の水戸市水道事業給水条例第22条及び第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数を除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

付 則（平成2年6月29日条例第15号）

この条例は、平成2年10月1日から施行し、平成2年10月1日以後の検針分から適用する。

付 則（平成3年3月26日条例第18号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成3年12月25日条例第65号）

この条例は、平成4年3月3日から施行する。

付 則（平成4年9月22日条例第28号）

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成6年3月3日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の水戸市水道事業給水条例第22条の規定は、平成6年4月1日以後の料金から適用し、同日前の料金については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する料金の算定は、日割計算とする。この場合における従量料金の算定の基礎となる従量水量は、各日均等に使用したものとみなす。

付 則（平成9年3月24日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成11年3月31日までの水道料金（以下「料金」という。）に限り、この条例による改正後の水戸市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条及び第25条の規定の適用については、第22条及び第25条中「100分の105」とあるのは「100分の103」とする。
- 3 新条例第22条、第25条及び前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定は、第2項に規定する期間が経過した後の料金について準用する。この場合において、前項中「施行日」とあるのは「平成11年4月1日」と、「平成9年4月30日」とあるのは「平成11年4月30日」と読み替えるものとする。
- 5 第3項及び前項の規定により準用する場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 6 新条例第27条の2第1項の規定は、施行日以後に新設又は改造の申込みをした者から徴収する加入金について適用する。

付 則（平成9年12月25日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の水戸市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第31条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行う給水装置工事に係るものについて適用し、同日前に行った給水装置工事については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の水戸市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による指定水道工事店の指定を受けた者は、この条例の施行の日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があった日までの間）は、新条例第7条第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた者とみなす。
- 4 旧条例第7条第1項の規定による指定水道工事店の指定を受けた者が、この条例の施行の日から90日間の期間内に、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令（平成9年厚生省令第60号）で定める事項を水道事業管理者に届け出たときは、新条例第7条第1項の規定による指定を受けた者とみなす。
- 5 前項の規定による届出については、新条例第28条の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、新条例第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成12年3月29日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月22日条例第67号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成14年12月25日条例第49号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月30日条例第22号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年9月27日条例第43号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成16年12月22日条例第111号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

付 則（平成20年12月24日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第25条及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第22条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前最後の検針日の翌日から施行日以後最初の検針日までの期間に係る料金の算定は、日割計算とする。この場合における算定の基礎となる使用水量は、各日均等に使用したものとみなす。

付 則（平成25年12月27日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項、第9条第1項及び第2項並びに第10条の2第1項の改正規定、第14条第1項の改正規定（同項中第2号を削り、第3号を第2号とする部分を除く。）、第16条第3項及び第17条の改正規定、第24条の改正規定（同条第4号を削る部分を除く。）並びに第27条の2第3項ただし書、第28条ただし書及び同条の表、第31条第1項並びに第32条、第33条及び第35条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の工事申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行う検針により認定する使用水量に基づきその額が決定する料金については、なお従前の例による。
- 4 施行日前から継続して水道を使用している者の施行日以後初めて行う検針により認定する使用水量に基づきその額が決定する料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 施行日以後初めて検針を行う日が施行日から平成26年4月30日までの間である場合 次に掲げる額を合計した額

ア 改正前の別表の規定に基づき算定した前回検針日（施行日前最後に使用水量の検針を行った日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて検針を行う日までの期間の使用に係る料金の額を次の（ア）に掲げる期間の日数で除し、これに次の（イ）に掲げる期間の日数を乗じて得た額

（ア） 前回検針日から施行日以後初めて検針を行う日までの期間

（イ） 前回検針日から施行日の前日までの期間

イ 改正後の別表の規定に基づき算定したア（ア）に掲げる期間の使用に係る料金の額に108分の100を乗じて得た額（次号ア（イ）において「改正後の基礎料金額」という。）をア（ア）に掲げる期間の日数で除し、これに施行日から施行日以後初めて検針を行う日までの期間の日数を乗じて得た額に、100分の105を乗じて得た額

(2) 施行日以後初めて検針を行う日が平成26年4月30日後である場合 次に掲げる額を合計した額

ア 次に掲げる額を合計した額を前号ア（ア）に掲げる期間の月数で除し、これに前回検針日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて得た額に、100分の105を乗じて得た額

（ア） 前号アの規定により算定した額に105分の100を乗じて得た額

(イ) 改正後の基礎料金額を、前号ア (ア) に掲げる日数で除し、これに施行日から施行日以後初めて検針を行う日までの期間の日数を乗じて得た額

イ ア (ア) 及び (イ) に掲げる額を合計した額を前号ア (ア) に掲げる期間の月数で除し、これに当該月数から前回検針日から平成26年4月30日までの期間の月数を減じた数を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額

- 5 前項第2号の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

付 則 (平成26年3月26日条例第3号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月20日条例第49号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、水戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年水戸市条例第47号) 付則第4項及び第5項に定めるところによる。

付 則 (平成31年3月26日条例第23号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前の工事申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に行う検針により認定する使用水量に基づきその額が決定する料金及び施行日前から継続して水道を使用している者の施行日から平成31年10月31日までの間に行う検針により認定する使用水量に基づきその額が決定する料金については、なお従前の例による。

- 4 施行日前から継続して水道を使用している者の施行日以後初めて、かつ、平成31年10月31日後に行う検針により認定する使用水量に基づきその額が決定する料金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額 (当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

(1) 改正前の別表の規定に基づき算出した前回検針日 (施行日前最後に検針を行った日をいう。以下この項において同じ。) から施行日以後初めて検針を行う日までの期間の使用に係る料金の額に108分の100を乗じて得た額 (次号において「基礎料金額」という。) を次のアに掲げる月数で除し、これに次のイに掲げる月数を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額

ア 前回検針日から施行日以後初めて検針を行う日までの期間の月数

イ 前回検針日から平成31年10月31日までの期間の月数

(2) 基礎料金額を前号アに掲げる月数で除し、これに同アに掲げる月数から同号イに掲げる月数を減じた数を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額

5 前項第1号ア及びイに掲げる月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

付 則 (令和元年12月23日条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に申込みがあった設計審査及び工事完成検査並びに施行日前に申請があった水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の指定に関する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

4 施行日前最後の検針日の翌日から施行日以後最初の検針日までの期間に係る料金の算定は、日割計算とする。この場合における算定の基礎となる使用水量は、各日均等に使用したものとみなす。

付 則 (令和元年12月27日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第22条関係)

(平25条例45・全改, 平31条例23・令元条例55・一部改正)

料金 (1カ月につき)																
給用水装置	用途	水量 器口 径	基本料金		従量料金											
			基本 水量	金額	水量 区分	1立 方メ ートル につ き	水量 区分	1立 方メ ートル につ き	水量 区分	1立 方メ ートル につ き	水量 区分	1立 方メ ートル につ き	水量 区分	1立 方メ ートル につ き	水量 区分	1立 方メ ートル につ き
専用給水装置	一般用	13ミ	6立 方メ ートル	893.20 円	基本 水量 を超 え10 立方 メー トル まで	51.70 円	使用 水量 10立 方メ ートル を超 え20立	181.50 円	使用 水量 20立 方メ ートル を超 え30立	200.2 0円	使用 水量 30立 方メ ートル を超 え50立	218.9 0円	使用 水量 50立 方メ ートル を超 え200	261.80 円	使用 水量 200 立方 メー トル を超 える	284.90 円
		20ミ	6立 方メ ートル	1,347.5 0円												

	25ミ リメ ー ト ル	6立 方メ ー ト ル	1,733.6 0円		方メ ー ト ル ま で		方メ ー ト ル ま で		方メ ー ト ル ま で		立 方 メ ー ト ル ま で	もの
	40ミ リメ ー ト ル		3,526.6 0円	使用 水量 20立 方メ ー ト ル		181.50円						
	50ミ リメ ー ト ル		6,457.0 0円	ー ト ル ま で								
	75ミ リメ ー ト ル		14,179. 00円									
	100 ミ リ メ ー ト ル		24,147. 20円									
	150 ミ リ メ ー ト ル		49,579. 20円									
湯 屋 営 業 用	13ミ リメ ー ト ル	6立 方メ ー ト ル	893.20 円	基本水量を超えるもの 1 立方メートルにつき51.70円								
	20ミ リメ ー ト ル	6立 方メ ー ト ル	1,347.5 0円									
	25ミ リメ ー ト ル	6立 方メ ー ト ル	1,733.6 0円									

	一 ト ル	一 ト ル		
	40ミ リメ 一ト ル		3,526.6 0円	1立方メートルにつき51.70円

備考

- 1 一般用とは、湯屋営業用以外の用に水道を使用することをいう。
- 2 湯屋営業用とは、一般の公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けた公衆浴場で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受けるものをいう。）の営業の用に水道を使用することをいう。